

引渡命令の手続について

広島地方裁判所民事第4部
広島地方裁判所福山支部

1 引渡命令の申立て

- ① 申立てができるのは、**代金納付の日から6か月以内**に限られますので注意してください。なお、代金納付時に6か月間の明渡猶予を認められる占有者がいる建物の買受人については、原則、**代金納付日から9か月以内（明渡猶予期間を除く。）**に引渡命令の申立てをすることができます。ただし、明渡猶予期間中の占有者は、買受人に対し、建物を使用する対価を支払う義務を負うことから、買受人が占有者に対し、相当の期間を定めて、使用の対価の1か月分以上の支払を催告したにもかかわらず、相当期間内に支払がないときは、相当期間経過後は明渡猶予制度の適用はなく、代金納付後6か月を経過していなくても引渡命令の申立てができます。もちろん、代金納付前は申立てができません。また、引渡命令手続において、建物の収去を求めることはできません。
- ② 申立費用として、相手方1名につき**500円の収入印紙**と決定正本の**送達料（郵便切手）**が必要です。
※ 申立人1名、相手方1名の場合 郵便切手92円×1枚(組)、1082円×1組
相手方が複数名の場合、再送達が必要な場合等には、郵便切手の追加をお願いする場合があります。
- ③ 申立ては、申立書を作成し、提出する方法によります。申立書の書き方、添付書類、納付すべき送達料については、広島地方裁判所民事第4部執行受付係又は広島地方裁判所福山支部不動産執行係の引渡命令担当窓口へお尋ねください。

2 審尋手続

代金納付前の所有者以外の者が相手方の場合や明渡猶予期間中の占有者を相手方とする場合などは審尋手続を行うことがあります。通常は7日以内に回答するよう、審尋書を相手方に送達しています。

3 引渡命令の発令、送達

引渡命令が発令されると、当事者に引渡命令正本が送達されます。

4 執行抗告期間

当事者に**引渡命令が送達された日から1週間**は、執行抗告（高等裁判所に対する上訴）を申し立てることができます。申立人も引渡命令申立却下の裁判に対して執行抗告を申し立てることができます（**抗告状は、広島高等裁判所宛て**

のものを、原審裁判所（広島地方裁判所又は広島地方裁判所福山支部）に提出する。）。執行抗告の申立てがなくこの1週間が経過すると、引渡命令が確定します。

5 執行文付与申立て・送達証明申請

引渡命令が確定したら、執行の準備として、**執行文付与申立て**と**送達証明**の申請をし、執行文と送達証明書を取得します。

なお、これらには**手数料（執行文1通につき300円、送達証明書は相手方の数×150円の各収入印紙）**がかかります。

6 執行官に対する執行申立て

- ① **引渡命令正本（執行文付き）**と**送達証明書**を添付の上、引渡命令執行の申立てをします。
- ② **予納金の納付**が必要です。
- ③ 申立てを受けた執行官は、予定を立てて執行に着手します。当初は、相手方に期限を決めて明け渡すよう催告するのが普通です。それでも明渡しに応じなければ、運送業者を手配して本格的な明渡しの執行を行いますが、その場合は相応の費用がかかります。
- ④ 申立てに関する詳細は、執行官室にお尋ねください。

7 明渡し完了

※上記1, 5の申立てに係る各書式については、[こちら](#)をご覧ください。